

社会福祉法人真誠会理事長等の役員退職金支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真誠会（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）及び常務理事（以下「常務理事」という。）の役員退職金支給について定めることを目的とする。

(退職金の算出方法及び金額)

第2条 理事長及び常務理事の役員退職金（以下「退職金」という。）は、下記の計算式により算出した額を上限とし理事会で決定する。

算出方法：退任時の役員報酬月額×役員在任年数×支給率

- 2 役員在任年数は、1年に満たない年数は月割りで計算し、1月に満たない日数は切り捨てる。
- 3 役員在任年数は当初就任日より起算して20年を上限とする。
- 4 支給率は別表1に掲げるとおりとする。

第2条の2 常務理事及び理事長のいずれにも就任した者が退職する場合における退職金の額は、理事長として在任した期間及び常務理事として在任した期間について前条の計算式によって別々に算出した額を合計した額とする。

(退職金の支給等)

第3条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人（本人が死亡したときは、その遺族）に支給する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月22日から施行し、平成29年6月29日に遡及して適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

退職金支給率

職 名	支給率
理事長	1.5
常務理事	1